

# 経理の窓



平成20年3月1日号

3月春の到来とともに、花粉症のシーズンになりました。今年の飛散量は多め、マスクや薬、空気清浄機の対策もして、耐えています。みなさまもお大事にお過ごしください。

<b>今月の税務</b>	<b>法人</b> : 1月決算法人の確定申告と納付 <b>個人</b> : 贈与税、所得税の確定申告と納付（17日まで） 消費税の確定申告と納付（31日まで）
--------------	--

## 有形固定資産の減価償却制度について

平成19年度の税制改正で、減価償却制度が改正になりました。2、3月は、個人事業の方は確定申告で、法人は、決算が一番多い時期で、固定資産も見直す機会かと思えます。

減価償却は、個人事業では、必ずしなければなりません。法人では、任意に行うことができます。減価償却を100%行くと、決算書が赤字になってしまうので、黒字にするために一部行う、或いは、全く行わないということも、よくなされます。

会計基準がより厳密に適用されるようになって、減価償却を100%して、利益（配当）を求められる法人では、定率法から定額法へ変更するケースもあるようです。

(1)平成19年3月31日以前に取得して、残存簿価5%相当額になっているものは、その到達した事業年度の翌事業年度から残存簿価1円まで、60ヶ月で償却できるようになりました。

例 法人で取得価額500万円の車輛で、残存簿価25万円（平成19年3月31日決算時）の場合  
翌期（平成19年4月1日以後に開始する事業年度）から、残存簿価1円になるまで、  
毎月  $250,000円 - 1円 \times 12ヶ月 \div 60ヶ月 = 49,999円$  の減価償却費を計上できます。

個人で取得価額500万円の車輛で、残存簿価25万円（平成19年12月31日）の場合  
翌年（平成20年度分の確定申告）から5年間、残存簿価1円になるまで毎年49,999円の  
減価償却費を計上できます。

(2)平成19年4月1日以降取得したもの（事業の用に供したもの）は、償却可能限度額及び残存簿価が、廃止され、耐用年数経過時点に、残存簿価1円まで償却できるようになりました。定額法の償却率は、旧定額法とほとんど同じですが、定率法の償却率は、定額法の償却率の原則2.5倍に設定されて、従前の制度に比べて、早い段階で多額の償却を行うことが可能になりました。定率法を選択していて、耐用年数の短い物を取得すると、償却初年度の減価償却費が大きくなりました。

減価償却資産の償却率表（耐用年数10年まで）

耐用年数		2	3	4	5	6	7	8	9	10
平成19年4月1日以降取得	定額法の償却率	0.500	0.334	0.250	0.200	0.167	0.143	0.125	0.112	0.100
	定率法の償却率	1.000	0.833	0.625	0.500	0.417	0.357	0.313	0.278	0.250
	改定償却率		1.000	1.000	1.000	0.500	0.500	0.334	0.334	0.334
	保証率		0.02789	0.05274	0.06249	0.05776	0.05496	0.05111	0.04731	0.04448
平成19年3月31日以前取得	旧定額法償却率	0.500	0.333	0.250	0.200	0.166	0.142	0.125	0.111	0.100
	旧定率法償却率	0.684	0.536	0.438	0.369	0.319	0.280	0.250	0.226	0.206

（耐用年数省令別表第十では、耐用年数100年までの計数を規定しています。）

例 定率法を選択している法人が、500万円の中古車（耐用年数4年）を期首に購入した場合の比較

平成19年4月1日以降 1年目の減価償却費 500万円  $\times 0.625 \times 12/12 = 312.5$ 万円

2年目の減価償却費 187.5万円  $\times 0.625 \times 12/12 = 117.1$ 万円

平成19年3月31日以前 1年目の減価償却費 500万円  $\times 0.438 \times 12/12 = 219.0$ 万円

2年目の減価償却費 281万円  $\times 0.438 \times 12/12 = 123.0$ 万円

耐用年数2年ならば、500万-1円が、耐用年数3年ならば416.5万円の減価償却費が計上できます。

事業年度の途中で事業の用に供した場合は、事業に供した月から当該事業年度終了のまでの月数を掛けて、当該事業年度の月数で割ります。1ヶ月に満たない端数は、1ヶ月とします。

平成19年9月15日に取得した3月決算法人の場合は、500万円  $\times 0.625 \times 7/12 = 1,822,916$ 円です。

### (3) 償却方法の選択

法定の償却方法は、法人の場合、建物は定額法、建物以外の有形固定資産は、定率法です。個人は、定額法です。減価償却資産の償却方法を変更する場合は、新たな償却方法を採用しようとする事業年度開始の日の前日までに「減価償却資産の償却方法の変更承認申請書」を納税地の所轄税務署長に提出し、承認を受けなければなりません。平成19年4月1日以降最初に終了する事業年度においては、法人が選択した償却方法を変更しようとするときは、その事業年度に係る確定申告の提出期限までに届出書を納税地の所轄税務署長に提出すれば、その届出書の提出をもって償却方法の変更の承認があったものとみなされる経過措置の取扱いがあります。

個人事業の方は、届出書を提出することにより定率法を選択することができます。

(4) 平成20年度の税制改正では、製造設備の法定耐用年数の見直しが行われます。機械装置の区分数が390区分から55区分になり、耐用年数は、おおむね区分毎になり短縮されるものと延長になるものがあります。

